

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

藤沢市においては、鋼材や原油価格等の上昇による、建設資材の高騰状況に鑑み、工事請負契約約款第27条第5項の「単品スライド条項」について、国及び神奈川県の運用に準じ、適用しております。

1. 対象品目

- 鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、綱矢板など）
- 燃料油（ガソリン、軽油、灯油など）
- その他の主要な工事材料（アスファルト類など）

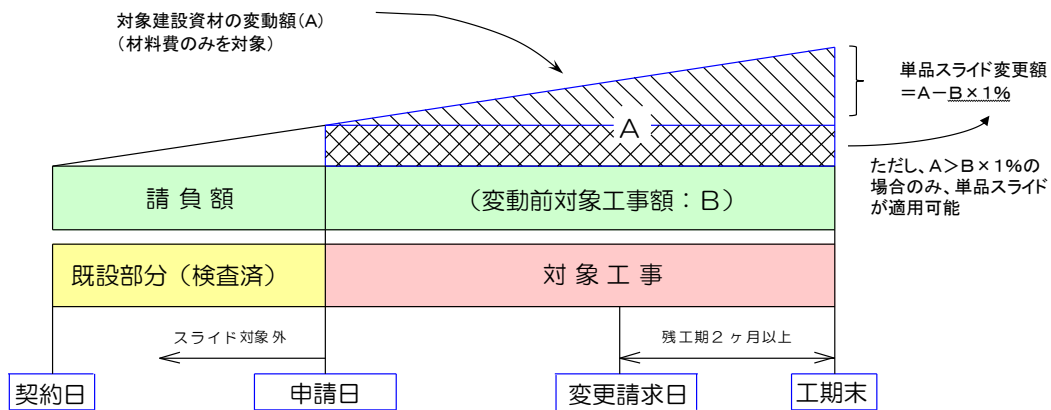
2. 請求時期

工期末の2ヵ月前まで。

3. 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を市が負担します。

《参考図》



【藤沢市工事請負契約約款第27条第5項】

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じたことに伴い、請負代金額が不相当となつたと認められるときは、市長又は請負人は、前各項に定めるもののほか、請負代金額の変更を書面により請求することができる。